

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 福祉委員設置規程

(目的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第1条の目的である昭和村管内における地域福祉の推進を図り、小地域での福祉活動を活性化させるために福祉委員を設置する。

(組織)

第2条 福祉委員は、広く社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地区住民の中から若干名を会長が委嘱する。

2 福祉委員は、本会の役職員を兼ねることができる。

(職務)

第3条 福祉委員は、常に民生委員児童委員、本会並びに関係機関（者）と連絡を保ち、地域住民と共に福祉の村づくりを推進し、次に定める活動を行う。

- (1) ふれあい・いきいきサロン活動への参加、協力
- (2) 要支援者に対する声かけ、見守り、ニーズ発見
- (3) 本会が実施する事業への参加・協力
- (4) その他地域福祉推進のために必要な活動

(任期)

第4条 福祉委員の任期は4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 新たに委嘱された福祉委員の任期は前項の残任期間とする。

(位置付)

第5条 福祉委員は、地域福祉を推進する無報酬のボランティアとする。ただし、会長が必要と認めるときは、活動における実費弁償並びに活動費を予算の範囲内で支給することができる。

(事故)

第6条 福祉委員の活動中における賠償責任事故並びに傷害事故に対応するために、本会の負担において、ボランティア活動保険に加入する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、福祉委員の設置に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。